

## 一般社団法人兵庫県病院薬剤師会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県病院薬剤師会（以下「本会」という。）定款第8条第4項に基づき、正会員、特別会員及び特別賛助会員（以下「会員」という。）の会費に関し、必要な事項を定める。

### (会費の種別)

第2条 会員の会費は、年会費とする。

2 年会費は、毎事業年度に納入する会費であり、正会員会費、特別会員会費及び特別賛助会員会費とし、それぞれの額は事業年度を単位として会員の種別ごとに別表のとおりとする。

### (会費の額)

第3条 前条の年会費の種別の額は、総会の決議によって定める。

2 前項の会費は、会員の種別ごとに別表のとおりとする。

### (納期及び徴収)

第4条 会員は、前条の会費を日本病院薬剤師会の指定する期日までに、日本病院薬剤師会会員管理システムから納入しなければならない。

### (会費の分配)

第5条 第3条第2項の年会費のうち、日病薬会費は日病薬の規定に基づき納付する。

### (入会の時期による年会費)

第6条 入会した年度の年会費は入会の時期に寄らず、その事業年度の年会費の全額とする。但し、正会員が所属する日本薬剤師会、兵庫県薬剤師会においては10月1日以降の入会の場合、半額での請求となる。

### (退会時の年会費)

第7条 会員が理由の如何を問わず退会する場合、退会時期にかかわらず既納の会費は返還しない。

### (督促)

第8条 会員が日本病院薬剤師会が指定する納付期日を過ぎても会費を納付しない場合は、改めて納付期日を定めて当該会員に督促する。

### (会費未納による会員資格の喪失)

第9条 前条の督促通知にもかかわらず、正当な理由がなく会費を納入しない場合、定款第11条第1項第2号により会員資格を喪失する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の承認により行う。

(その他)

第 11 条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

(別表)

No.	入会金・会員種別	金額	備考
1	正会員	20,000 円	日本病院薬剤師会会費 8,000 円 兵庫県病院薬剤師会会費 3,000 円 日本薬剤師会会費 7,000 円 兵庫県薬剤師会会費 2,000 円 (※ 1)
2	特別会員	13,000 円	日本病院薬剤師会会費 8,000 円 兵庫県病院薬剤師会会費 3,000 円
3	特別賛助会員	20,000 円	一口
4	入会金 (兵庫県薬剤師会)	5,000 円	初年度・再入会時に正会員のみ発生

(※ 1) 初年度・再入会時は兵庫県薬剤師会の入会金 5,000 円がかかります。

令和 4 年 7 月 3 日理事会承認

令和 7 年 1 月 11 日理事会改訂

令和 8 年 1 月 10 日理事会改訂